

平成26年7月3日

保護者 様

赤磐市立磐梨中学校
校長 田上 善朗

オキシダント情報に関する対応について

盛夏の候、皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は本校教育活動につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝いたしております。

さて、地域の方からオキシダント情報について、測定局が熊山地区にあり、近距離からのオキシダント情報は生徒に直接影響があるので、慎重に対処する必要があるのではないかとのご指摘をいただきました。校内で検討をした結果、下記のように対応することとしました。ご承知のうえ、ご家庭でも同様の対応を行っていただきますようお願いいたします。

なお、対応の仕方についてご意見やご指摘がある場合は教頭まで連絡をいただければと思いますのであわせてよろしくお願いいたします。

記

1 光化学オキシダントについて（岡山県のホームページより）

(1) オキシダントとは

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等が紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする、酸化性物質の総称です。

(2) 発生しやすい気象条件

日射しが強く、気温が高く、風が弱い日などに高濃度になりやすい。

(3) 光化学オキシダントによる健康被害

目の痛み、チカチカする。のどが渇く、痛い。体がだるい。頭が痛い。

(4) 被害を受けた場合の対処法

① 目がチカチカしたり、痛いときは、水道水で洗浄する。

② のどに痛みを感じたときは、うがいをする。

③ 洗眼や、うがいをしても良くならないとき、呼吸困難等があるときは、医師の診断を受ける。

④ 被害を受けた方は、最寄りの保健所、市町村の環境担当課へ連絡する。

2 発令時における措置（岡山県教育委員会よりの指導）

(1) 情報

① 通報を受けた職員は校長、教頭、保健主事及び養護教諭等の関係者に発令状況を連絡する。

② 校内関係者は注意報及び警報の発令または、健康異常の発生に備える。

③ 生徒の健康状況の変化に注意し、特に平常の健康観察から、配慮の必要な生徒及び当日の身体の体調が悪い生徒は必要に応じて屋内に入れる。

④ 屋外の過激な運動は避け、異常を訴えた生徒があったときは屋内に入れる。

- (2) 注意報
- ① 発令状況を全職員・全生徒に周知するとともに学校医等に連絡し健康異常の発生に備える。
 - ② 生徒の健康観察を密にし、異常者の把握に努める。
 - ③ 体育等、屋外の授業は状況により適宜指導計画を変更する。
 - ④ オキシダント発令時には、なるべく戸外に面した窓を閉じるかカーテンを閉める。
 - ⑤ 体育的行事、クラブ活動、部活動及び合宿時等は、状況により適宜指導計画を変更する。

発令区分	発令区域	発令基準
情報	倉敷市を除く 全市町村	1時間値が0.1ppm以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合
	倉敷市のみ	環境基準を目安として、気象条件からみて上昇のおそれがある場合
情報2		1時間値が0.1ppm以上となり、気象条件からみて継続するおそれがある場合
注意報	全市町村	1時間値が0.12ppm以上である大気の汚染の状況になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき
警報1	全市町村	1時間値が0.24ppm以上である大気の汚染の状況になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき
警報2	全市町村	1時間値が0.4ppm以上である大気の汚染の状況になり、気象条件からみて当該大気の汚染の状況が継続すると認められるとき

(3) 警報

- ① 発令状況の周知連絡及び健康観察は注意報における措置に準ずる。
- ② 屋外における教育活動及び休憩は直ちに中止し、屋内に退避させる。
- ③ 発令中に下校させる場合は、異常者を除き速やかに帰宅するよう指示する。

3 中学校の発令時における措置

上記の岡山県教育委員会の指導に従い、対応を行いますが、独自の取り組みとして以下のようにしたいと思います。

(1) 発令状況の周知

県のメール配信サービス、県の大気汚染監視システムのホームページを使い、情報を得ます。発生しやすい季節や特に発生しやすい気象条件になったときには常時ホームページの画面を出し、定期的（少なくとも1時間ごと）に担当者（授業日は教頭・養護教諭・体育主任・部活動担当者。休業中は日直及び授業日担当者）がチェックを行い、情報を得た場合は速やかに校内にいる全職員・全生徒に校内放送で周知する。同時に、屋外で活動をしている団体には直接周知する。

(2) 屋外の体育の授業、行事、部活動について

① 情報

健康観察の後、状況を判断し、校長の判断で活動の継続・中止の判断をします。

② 注意報

生徒をいったん屋内に退避させ、原則的には活動を中止します。大きな行事や練習試合等、特別の事情がある場合は、安全が確保される状況になった場合に校長の判断で活動を再開する場合があります。

③ 警報

県教委の指導のとおりに対応します。

(3) 下校について

安全を確認したうえで速やかに下校させます。安全が確認できない場合や異常が認められる生徒については、ご負担をおかけすることになりますがお迎えをお願いします。